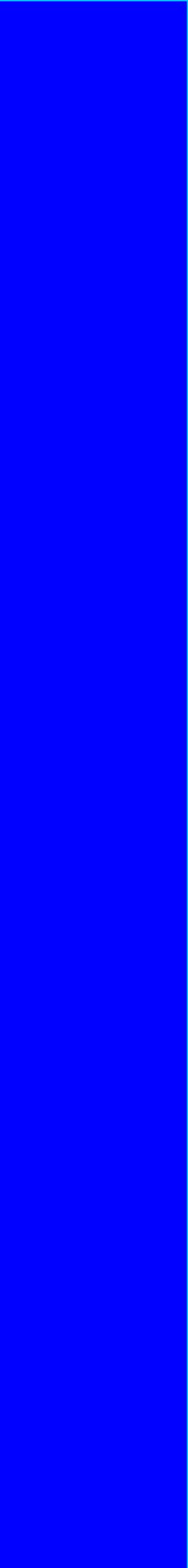


第1章	こころふれあう健康と安心のまちづくり	……………43
	社会参画の仕組みづくり	
	生活環境の基盤整備	
	少子化対策の充実	
	福祉・社会保障の充実	
	保健・医療体制の充実	
	防災・安全の確立	
	効率的な行財政運営	
第2章	まちの誇りを次世代へ伝え育てる魅力あるまちづくり	…85
	学校教育の充実	
	社会教育の推進	
	高野山学・高野山創造学	
第3章	歴史・伝統に培われた風格と魅力ある快適なまちづくり	…99
	景観づくり	
	交通体系づくり	
第4章	産業の育成による豊かなまちづくり	……………109
	観光産業の振興	
	農業の振興	
	林業の振興	
	商工業の振興	
第5章	人々との交流による活力あるまちづくり	……………130
	交流の推進	
	高野町の魅力発信	



第1章

こころふれあう健康と安心のまちづくり

第1節 社会参画の仕組みづくり

第2節 生活環境の基盤整備

第3節 少子化対策の充実

第4節 福祉・社会保障の充実

第5節 保健・医療体制の充実

第6節 防災・安全の確立

第7節 効率的な行財政運営

第1節 社会参画の仕組みづくり

現況と課題

まちづくりに一番求められていることは、住民と行政が共通の目標を持ち、それぞれの役割と責任を認識し、お互いに協力しながらまちづくりを行うことです。

このため町民自らが、まちづくりや地域の活性化の活動などに参画することが必要です。一方で、本町においても、価値観の多様化や生活様式の変化に伴い、町や地域に対する愛着心や共同意識の希薄化など、地域での住民同士での連帯感が希薄になる傾向にあります。

町内には、各地域において町内会、婦人会、老人クラブを始め、ボランティア団体など様々な活動団体が地域の環境、福祉、防災などの活動をしています。

町内会は、20地区に41町内会がありますが、地区行事、葬祭など地区内のことが中心で、他地区とのつながりが薄いことが課題です。また、NPO団体は12団体ありますが、今後は各団体間の連携や自立化が課題です。

市民活動団体等一覧（平成20年度）

天狗の舞保存会
高野山自然を守るボランティア活動有志会
高野山まちづくり研究会
ネット・ワーク高野
鬼もみ太鼓保存会
杣人倶楽部
西細川APC
ふきっこくらぶ
ゲンジの森実行委員会
ボランティア協議会
NPO法人高野山福祉会
NPO法人高野山異文化交流ネットワーク

資料；企画課

今後さらに地域の活力を活性化するには、地域コミュニティー活動への参加意識の高揚や、自主的な地域づくり活動に定着させるために、各種団体の育成、支援に努めるとともに、各種団体間のネットワーク化や自立が必要です。

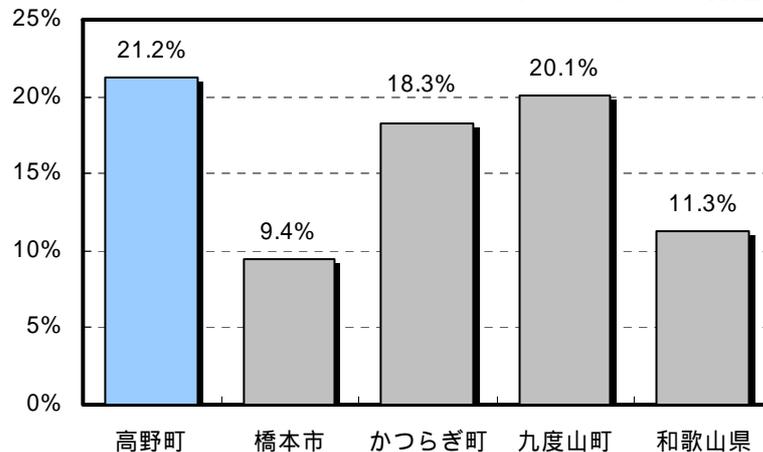
また、高齢者や障がい者が積極的に社会に参画できるように、まちのバリアフリー化の推進や雇用環境の改善に努め、地域の担い手として生きがいを持って活動する体制を整備することが必要です。

本町の高齢者雇用状況は、65歳以上の就業者比率を見ると、県平均11.3%に対して21.2%と多くの高齢の方が働いていますが、これからも宿坊や商店での雇用、

野菜栽培、高野槇採取などの農林製品の生産・販売など、農業や林業での就労の場を確保し、健康で生き生きと生涯現役で生活できる環境整備を行うことが必要です。

65歳以上の就業者比率（他市町・県との比較）

資料：平成17年国勢調査



基本方針

まちづくりは、住民と行政が共通の目標を持ち、それぞれの役割と責任を認識し、お互いに協力しながら行わなければなりません。地域の連帯感を高め、住みよい地域社会を形成するために、地域活動を行う組織の支援や人材の育成を図りながら活動の促進、支援を行い、住民のコミュニティーに対する意識の高揚を図ります。

施策体系

社会参画の仕組みづくり

地域活力の醸成

基本施策

- ・ 町内会による地域コミュニティー の結束の強化を図ります。
- ・ 住みよい地域社会を形成するために、地域活動を行う組織の支援や人材の育成を図りながら活動の促進、支援を行い、住民のコミュニティー に対する意識の高揚を図ります。
- ・ ボランティア団体やNPO団体 と行政の協働を進めるため、各種団体の育成・自立の支援に努めます。
- ・ 高齢者や障がい者が積極的に社会に参画できるように、町のバリアフリー化の推進や雇用環境の改善に努め、地域の担い手として生きがいを持って活動する体制整備に努めます。
- ・ 高齢者の方が持っている知識と経験と技術を生かして積極的に社会に参画し、地域の担い手として生きがいを持って活動できる体制整備に努めます。

まちづくり懇談会などの会合



第2節 生活環境の基盤整備

現況と課題

町民が健康で安心して生活できるまちをつくるには、生活環境の基盤整備が重要です。住環境の確保のための町営住宅の改築、安全安心の水の供給や下水道の整備、生活道路の整備と交通・通信手段の確保などの基本的なインフラ整備が必要です。

基盤整備を進めるうえで、自然環境や景観の保持、調和に最大限の配慮を払って進めなければなりません。

町営住宅建設・修繕

町営住宅は昭和44(1969)年建設の鶯谷団地を始め、紫雲団地、凌雲団地、桜団地、細川団地の5団地があり、平成21(2009)年1月1日現在、250戸があります。

なかでも鶯谷団地は各戸の専用面積が40㎡未満と狭小な住宅で、耐用年数についても既に超過しているため早期の建て替えが求められ、平成13(2001)年に策定した「高野町公営住宅ストック総合活用計画」に基づき、老朽化した団地の建て替えを順次行っています。平成15(2003)年度にはうぐいす谷団地1号棟、平成19(2007)年度にはうぐいす谷団地2号棟を建設し、住居の環境改善を図っています。

町営住宅の建て替えに当たっては、本町の寒冷な気候に対応した寒冷地仕様の採用、高齢者や障がい者に対応してエレベーターの設置や室内のバリアフリー化などを図っています。また、各戸の間取りは、単身世帯や高齢者世帯の1DK・2DKだけでなく、子育て世帯の入居を考慮した2LDKから3LDKと複数の間取りを配置した住宅を建設しています。

今後建設するうぐいす谷団地3号棟は、高野材を活用した木造の町営住宅とする予定です。そのほかの団地についても老朽化が進むため、建て替え計画の策定、寒冷に対する結露対策や住居の環境改善が課題となっています。

また、現在の公営住宅制度は低所得者向け住宅の整備であり、今後住宅の確保には空家やワンルームマンションの活用が考えられます。

なお桜ヶ丘(138区画)は、町が国有地の払い下げを受けた後、土地賃貸借による方式で分譲を行ったため所有権移転が完了しておらず、早期に所有権移転登記を進めていく必要があります。

うぐいす谷団地 2 号棟 (平成 20 年 3 月完成)



高野町町営住宅の状況 平成 21 年 1 月 1 日現在

団地名	建設年	構造	戸数	入居	耐用期限	備考
鶯谷	昭和44 ('69)	簡易耐火平屋建	8	5	1994	
うぐいす谷 1号棟	平成15 ('03)	中層耐火3階建	18	18	2073	
うぐいす谷 2号棟	平成19 ('07)	中層耐火3階建	21	21	2077	
紫雲	昭和47-50 ('72 -'75)	簡易耐火平屋建	15	55	2002	
		簡易耐火2階建	46		2018	
細川	昭和52-56 ('77 -'81)	簡易耐火2階建	26	20	2022	標準管理期間 2000 ~
凌雲	昭和52-54 ('77 -'79)	中層耐火3階建 5棟 中層耐火4階建 2棟	92	90	2047	標準管理期間 2009 ~
桜	昭和58-59 ('83 -'84)	中層耐火3階建 2棟	24	24	2053	標準管理期間 2019 ~
計			250	233		

資料：環境整備課

上水道 / 下水道の改築

[上水道]

本町は水に恵まれており、水源は渓流水（100%）を取水し、安心安全の水を供給するため高度処理を行っています。現在の水道普及率は町全体で 82.4% となっており、中心集落の高野山地区は 99.5% です。

上水道の給水量は、約 3,000 人の給水人口以外に高野山を訪れる年間約 120 万人の参詣者と観光客に対応する必要があり、また夏季と冬季で 1 日当たりの給水量の差が約 1.7 倍となるなど、季節変動が大きい状況です。

上水道の施設は、参詣者と観光客を含めた供給体制の整備を行っていますが、給水管路が昭和初期のものが多く、赤水対策や漏水対策による有収率の向上と改

善を進める必要があります。また、大規模地震災害への対応や、町内に緊急時の対応が可能な給排水設備の工事店が少ないため、緊急修繕への対応が課題です。

上水道の運営は、施設の無人化・省力化など経営の合理化を図っていますが、今後より一層の経営改善が必要です。

周辺地域では、簡易水道が2箇所のほか小規模水道施設として飲料水供給施設が8箇所ありますが、大半の施設に浄水設備がないため安心安全の水質管理が課題です。

高野町上水道統計

項目		平成17年度	平成18年度	平成19年度
給水区域内人口（人）		3,012	2,946	2,855
給水人口（人）		3,006	2,932	2,841
普及率（％）		99.6	99.5	99.5
年間給水量（m ³ ）		722,863	650,243	624,657
日	最大給水量 （m ³ ）	（8月14日） 2,449.1	（8月13日） 2,504.6	（8月13日） 2,331.3
	最小給水量 （m ³ ）	（3月12日） 1,595.4	（1月7日） 1,454.4	（12月23日） 1,382.4
	平均給水量	1,980.2	1,781.0	1,707.7
1人1日	最大給水量（L）	815	854	820
	最小給水量（L）	531	496	304
年間有収水量（m ³ ）		526,467	507,557	490,339
量水器設置数（個）		1,557	1,572	1,595
給水収益（千円）		132,154	127,973	123,694
事業費用（千円）		139,568	138,746	128,628
有収率（％）		72.8	78.1	78.5
供給単価（円）		251.0	252.1	252.3
給水原価（円）		265.1	273.4	262.3

資料；環境整備課

[下水道]

交通機関が発達した昭和初めから、高野山のまちは修行の山から参詣・観光地になり、高野山独特の「かわや式」水洗便所の水質汚染が問題化したため、昭和8（1933）年に下水道を計画し、昭和11（1936）年に全国の町村で初めての公共下水道の処理を始めました。

その後、施設の老朽化や処理機能の低下、区域拡張のため、高野町公共下水道基本計画を策定しました。そして昭和50（1975）年度から高級処理方式の事業を開始し、昭和55（1980）年に新下水処理場が完成しました。昭和61（1986）年度には3箇所の中継ポンプ場を含む整備事業が完了しましたが、平成11（1999）年度に計画区域の見直しを行い、処理面積は143haとなっています。

現在、昭和初期に布設した管路の改築・更新を実施中ですが、今後は天候不順に対応した雨水管の整備、昭和55（1980）年に完成した処理施設の改築・更新などが課題となっています。

細川地区では特定環境保全公共下水道事業を実施し、平成 10 (1998) 年度に整備が完了し供用を開始しています。また、花坂地区においては農業集落排水事業を実施しています。なお、そのほかの地域については個別排水処理などにより生活環境の改善をしていますが、維持管理費の費用回収が課題となっています。

下水道の状況

年度	行政人口 (人)	公共下水 処理人口 (人)	公共下水 水洗化率 (%)	農業集落 排水人口 (人)	農業集落排 水水洗化率 (%)	生活排水 人口 (人)	生活排水 水洗化率 (%)	高野町 普及率 (%)
平成14年	4,604	3,302	99.8	127	87.4	1,175	20.1	80.9
平成15年	4,514	3,262	99.8	122	86.9	1,130	21.5	81.5
平成16年	4,431	3,197	99.8	122	86.9	1,112	24.2	81.9
平成17年	4,300	3,113	99.8	125	87.2	1,062	29.7	83.8
平成18年	4,198	3,052	99.9	119	87.4	1,027	30.7	84.4
平成19年	4,064	2,962	99.9	117	87.2	985	36.0	84.8

資料：環境整備課

道路整備

本町の道路は、一般国道 370 号、371 号及び 480 号の 3 路線が通っており、紀北地域、紀南地域、京阪神地域と全国を結ぶ動脈となっています。これらの国道を骨格として、県道及び町道により近隣市町村や町内各地を結ぶ道路網が形成されていますが、本町は山上の町であるため急勾配のうえ、幅員の狭い区間、急カーブ区間などがある道路が多く、早期の改修が必要です。

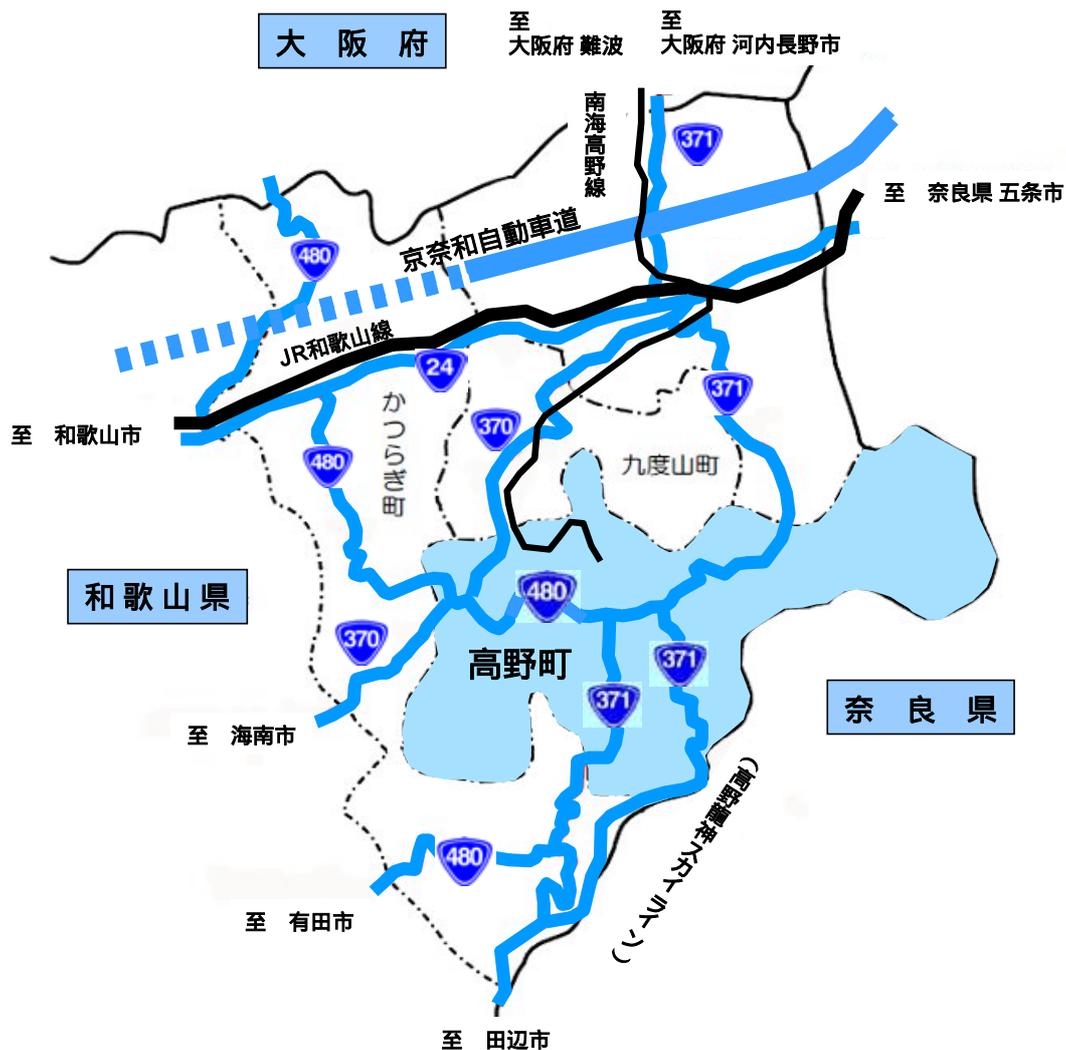
[広域道路網の整備]

本町には、全国から参詣者や観光客が観光バスや自家用車などで訪れます。また、平成 27 (2015) 年に開催が予定されている高野山開創 1200 年記念大法会には、全国から多くの方の参詣が予想されます。このため、全国の高速道路網につながる広域道路網の整備が急がれます。

京奈和自動車道は、阪和自動車道を経由し全国の高速道路網とつながるため、早期の完成が望まれます。現在、橋本道路 (五条市北 I C ~ 高野口 I C) 19.2km は供用され、紀北東道路、紀北西道路は事業開始されています。

府県間道路である国道 371 号、480 号は大阪府との幹線道路ですが、道路幅員が狭いなどの理由で交通混雑が生じており、現在、国道 371 号橋本バイパスや国道 480 号鍋谷峠道路の整備事業が行われています。

また、国道 24 号は奈良県と結ぶとともに、四国・和歌山市方面と結ぶ幹線道路ですが、交通混雑のため時間がかかるなどの課題があります。



[幹線道路]

一般国道は年々改良整備されていますが、道路幅員の狭い箇所や急カーブなどが多くあります。県道については一部未改良区間が残っており、大型自動車の通行不能区間や危険箇所が見られ、道路の機能が十分に果たされていないのが現状です。

本町を通る一般国道及び県道の現状は次のとおりです。

国道 370 号は、高野町と九度山町間に道路幅員の狭い区間があり、改良整備が必要です。

国道 371 号は、橋本市から高野山にかけて急峻な地形のため道路幅員が狭く、大型自動車が通行不能な箇所があり道路改良整備が必要です。

国道 480 号は、かつらぎ町から花坂を經由し高野山大門に至る道路ですが、平成 19 (2007) 年の志賀高野山トンネルの完成後は、四国方面や京阪神地区並びに和歌山方面から高野山への交通の主要道路となっています。なお、道路幅員の狭い区間及び急カーブ区間などがあり、現在改良工事が実施されていますが、高野山開創 1200 年記念大法会に向けて整備が必要です。

県道高野天川線は、現在県による局部改良が行われていますが、まだ幅員の狭い区間も多く、今後も計画的な改良整備が必要です。

県道高野橋本線は、極楽橋から高野山間は車が通れない道であり、歩道整備を行っていますが、未改良の箇所も多く残っています。

県道阪本五條線は、五條市と高野町富貴地区を結ぶ県道で、奈良県地域で大型車輛の通行が困難な箇所があり改良整備が必要です。

県道川津高野線は、道路幅員も狭く勾配の急な箇所が多くあり、改良整備が必要です。

[町道]

町道は216路線あり、平成20(2008)年4月1日現在の改良率は27.7%、舗装率は70.7%(一級町道は98.3%)ですが、舗装できるところはすべて舗装済です。町道の平成30(2018)年における目標は、改良率を30.0%、舗装率を75.0%としています。未舗装の道路が多くまた改良率も低いことから、町民の生活道路として整備していくことが必要です。

都市計画道路は4路線ですが、未改良区間についてはまちなみ景観に配慮し、関係者の同意を得ながら整備をする必要があります。

また、電線の地中化事業についても景観に配慮し、進めなければなりません。

道路の状況(平成20年4月1日現在)

区分	名称	路線数	実延長(m)	改良済み延長(m)	改良率(%)	舗装済延長(m)	舗装率(%)
国道	国道370号		6,626	6,626	100	6,626	100
	国道371号		30,457	17,403	57.2	30,457	100
	国道480号		11,587	11,587	100	11,587	100
	小計	3	48,670	35,616	73.2	48,670	100
県道	高野天川線		3,782	1,787	47.3	3,782	100
	高野橋本線		4,741	166	3.5	2,239	47.2
	阪本五條線		10,046	2,285	22.7	10,046	100
	川津高野線		7,988	1,822	22.8	7,988	100
	小計	4	86,761	64,258	74.1	84,259	97.1
町道	一級	18	46,545	26,633	57.2	45,767	98.3
	二級	17	31,868	4,537	14.2	22,804	71.6
	その他	181	88,983	15,127	17.0	49,721	55.9
	小計	216	167,396	46,297	27.7	118,292	70.7

資料：環境整備課

都市計画道路(平成20年4月1日現在)

路線名	計 画				改 良	
	起 点	終 点	幅員(m)	延長(m)	済延長(m)	率(%)
大門玉川線	高野山大門	摩尼隧道	11	4,600	2,100	45.7
大門高野山駅	高野山241番	高野山駅前	8	2,900	2,500	86.2
五ノ室線	女人堂	高野山千手院橋	11	1,020	1,020	100.0
深山線	高野山224番	高野山金剛峯寺	8	700	700	100.0
計				9,220	6,320	68.5

資料：環境整備課

コミュニティー 交通

周辺地域では高齢化の進行などにより、交通手段を持たない住民が増加し、通院や買い物に不便をきたしています。

路線バスは地域の交通手段としての役割を担っており、南海りんかんバスは高野山内を中心に早朝から深夜まで運行しています。高野山駅から高野山内の奥の院、大門、中の橋霊園へ、また、周辺地域の花坂、清川橋、龍神方面の護摩壇山や野迫川村の立里へと運行しています。

奈良交通は五條市と東富貴地区を、有田鉄道はかつらぎ町花園と相ノ浦を經由して高野山間を運行しています。また、大十バスは和歌山市のマリーナシティと高野山間を運行しています（4月～11月）。しかし、モータリゼーションの進展と過疎化の進行による乗客の減少により、経営的に路線の維持が困難な状況となっています。

このため、本町では、周辺地域の高齢者の通院や買い物、学生の通学などの交通手段を確保するため、バス会社などに路線運行への補助金を支出し、バス路線の確保を図っていますが、財政的な課題が生じています。

交通事業への補助状況

資料：企画課

事業者名	路線名	路線区間	便数 (休日)	補助金額(千円)					
				平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
南海 りんかんバス	高野花坂線	高野山駅 ～ 花坂	2(0)	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
	玉川線	高野山駅 ～ 清川橋	2(2)						
奈良交通	五條富貴線	五條バスセンター ～ 東富貴	3(土2)	5,000	5,000	5,000	3,639	3,931	3,931
有田鉄道	高野線	花園 ～ 一の橋	3(土日2)	1,638	1,630	1,602	1,513	1,496	1,346
高野山 タクシー	下筒香 東富貴線	下筒香 ～ 東富貴	2(0)	5,400	5,400	5,400	5,400	5,190	5,000
4社	5路線	計	12(土日4)	19,038	19,030	19,002	17,552	17,617	17,277

見込額

廃棄物対策 / 資源リサイクル

[廃棄物対策]

国民の環境に対する関心の高まりを受け、従来の大量消費、大量廃棄の社会構造を見直し、持続可能な循環型社会を形成していくために、「循環型社会形成推進基本法」が平成12(2000)年施行され、その後、関係法令として各種のリサイクル法が制定されるなど、ごみ処理を取り巻く環境は、近年著しく変化してきました。

本町では、循環型社会形成に向けて、平成19(2007)年度から家庭用生ごみ処理機の購入補助などによりごみの減量化、再資源化や町民の意識改革などに取り組んできました。しかし、本町の一般廃棄物の総排出量は年々減少しているも

の、平成 18 (2006) 年度は 2,659 トン、一人一日当たりの排出量 1,741 グラムとなり、全国平均の 1,116 グラムの約 1.5 倍になっています。これは、町民 4,184 人の町に年間約 120 万人の参詣者や観光客が訪れていることも大きな要因です。

一般廃棄物の状況

年度	総排出量 (トン)	可燃ごみ (トン)	不燃ごみ (トン)	資源ごみ (トン)	総人口 (人)	1人1日あたりの排出量 (g)		
						高野町	和歌山県	全国
平成14年	3,562	2,477	271	814	4,735	2,061	1,148	1,111
平成15年	3,524	2,380	304	840	4,601	2,093	1,149	1,106
平成16年	3,738	2,543	315	880	4,489	2,281	1,139	1,086
平成17年	2,702	1,983	250	469	4,283	1,728	1,121	1,131
平成18年	2,659	1,921	100	638	4,184	1,741	1,143	1,116

資料：一般廃棄物処理事業実態調査

現在本町では、一般廃棄物の処理を「高野町じん芥処理センター」において燃えるごみなどを焼却処理し、焼却残渣は大阪湾広域臨海環境整備センターへ搬出していますが、施設の老朽化や維持管理経費などの課題があります。

このため、橋本周辺の1市3町で環境問題はもちろん、ごみ処理の効率化と適正処理を目的に「橋本周辺広域ごみ処理場」の建設中で、平成 21 (2009) 年度中の稼働をめざしています。

橋本周辺広域ごみ処理場 完成予想図



ごみ収集については、高野山地区は町直営、それ以外の地域は民間に委託し分別回収を行っていますが、平成 21 (2009) 年度より町全域を民間に委託して収集します。また、平成 20 (2008) 年度より広域化に向け、ごみを 17 分類に変更

し収集しており、ごみの減量化、再資源化などに取り組んでいます。

不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみの処理については、高野町不燃物処理場のストックヤードにおいて分別を行い、可燃物は焼却施設で焼却処理し、不燃物は埋立ごみを除き業者に処理を委託しています。また、再生利用できる資源ごみについては資源化を図っています。

なお、橋本広域周辺ごみ処理場は、本町から離れた橋本市高野口町に建設されているため、収集ごみの長距離搬送が課題となります。

不燃物の最終処分は、「高野町不燃物処理場」で埋め立て処理を行っていますが、埋立ごみの持ち込み量制限などを行っているため、最終処分量は減少しています。また、周辺環境の保全などを推進するために、一般廃棄物最終処分場の改修を平成 20（2008）年度より 3 ヶ年計画で進めています。

[資源リサイクル]

資源リサイクル については、循環型社会 の構築のために 3R（リデュース、リユース、リサイクル）を進めています。

このため、ごみの収集分類を変更して 17 分類で収集しており、減量化、再資源化などに取り組んでいます。

また、循環型社会 の施策であるごみの減量、バイオマス の利活用の検討を行っています。

情報通信基盤整備

超高速インターネットや携帯電話などの情報通信サービスは、日常生活に必要不可欠なツールであり、現在社会の基本的な社会基盤のひとつです。山上の町という地理的要因により、これらの情報通信サービスが利用できない地域がまだ多くあります。

町民はもとより、本町を訪れる年間約 120 万人の参詣者や観光客の利便を図るためにも、早急に携帯電話がつかない地区の解消を図り、町内全域での情報通信サービスを受けられる基盤の整備が課題です。

また、テレビ放送電波の地上デジタル放送への移行が平成 23（2011）年 7 月に実施されるのに伴い、早急な対応が必要です。

基本方針

本町が山上の町であるがゆえに、町民の生活環境面において他市町に比較して著しく不利な面があることは許されません。本町のおかれている自然環境や、そこに根づいている文化と調和した高野町らしい生活基盤を構築し、町民だれもが安心して健康的で快適な町民生活を送れる社会インフラの整備が最も基本的で重要なことです。

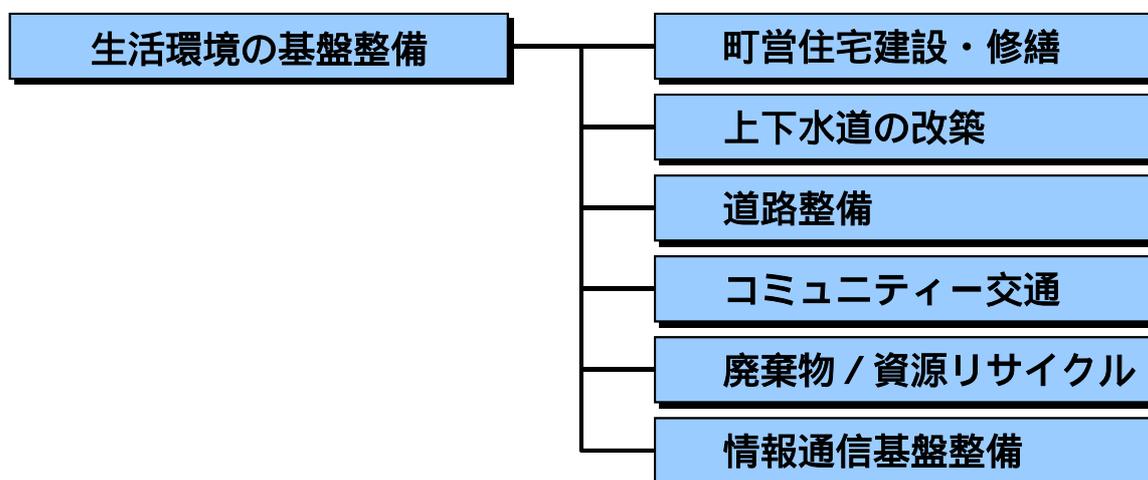
こうした観点から住環境において、老朽化した町営住宅の建て替えや改修を進めます。上下水道においては安心安全の水供給や老朽化した設備の改修を進め、快適な水環境を整備します。また、町民の自由に安全な移動を保障する道路整備や、コミュニティ 交通の整備を進めます。

生活において発生するごみは、一般廃棄物処理基本計画に基づき、発生抑制や再利用などについて各種施策を展開し、循環型社会 の形成に向けた取り組みを進めると同時にバイオマス の利活用を図り、地球に優しいエコの町をめざします。

一方、情報化時代の到来により、高速インターネット網や携帯電話のつながらない地区の解消、及び地上デジタル放送への対応が急務となっており、町として全力で取り組んでいます。

このような社会インフラの整備に関し、世の中の動きから遅れることなく景観・環境に配慮しながら対応を進め、安心と快適な生活環境の基盤整備を推進します。

施策体系



基本施策

町営住宅建設・修繕

- ・ 高野町公営住宅ストック総合活用計画に基づき、建設実施計画及び改修実施計画を策定し、老朽化した町営住宅の建設や修繕を計画的に進めます。

上下水道の整備

- ・ 上水道の第3次拡張計画事業における配水池建設用地の確保を図ります。
- ・ 平成17年策定の「効果的・効率的な耐震化更新などの管路整備計画」に基づき、整備を進めます。
- ・ 平成19年策定の「高野町公共下水道経営健全化計画」に基づき、経営改善を進めます。
- ・ 施設の保守維持管理などにおいても経費節減が図られるよう、包括的民間委託への切り替えなどを検討します。

道路整備

- ・ 京奈和自動車道や府県間道路などの広域道路網整備の促進をめざします。
- ・ 幹線道路である国道370号、371号、480号の道路幅員の狭い箇所などの改良をめざします。
- ・ 町民の生活道路である町内の各地区を結ぶ道路の整備を進めます。
- ・ 都市計画道路の未改良区間については、まちなみ景観に配慮し、関係者の同意を得ながら整備を進めます。
- ・ 電線の地中化事業についても景観に配慮し進めます。

コミュニティー 交通

- ・ 地域住民の生活交通確保のため、路線バスへの運行補助とともに、よりきめ細かく運行できるコミュニティーバス、デマンドバス・デマンドタクシーの導入や介護タクシーなどの活用を図ります。

廃棄物 / 資源リサイクル

- ・ 循環型社会の施策であるごみの減量や、3R（リデュース、リユース、リサイクル）を進めます。
- ・ バイオマス の利活用を推進するため、バイオマス タウン構想策定の基礎的な検討を進めます。
- ・ ごみ減量化のため、既存の購入補助制度を活用した家庭用生ごみ処理機の普

及・啓発を進めます。

- ・ 間伐材や草木を原料として木質ペレット を製作するなどバイオマス の活用を進めます。
- ・ 地球温暖化防止に向けた取り組みを進めます。

情報通信基盤整備

- ・ 地上デジタル放送対策として、中継局の建設を平成 22 年までに進めます。
- ・ 携帯電話通話可能エリアの拡充のために中継設備などの建設を進めます。
- ・ 「知らせてネット高野」の充実を図り、町民の安心安全のための情報提供に努めます。

高野材を活用した町営住宅完成予想図 （うぐいす谷団地 3号棟）



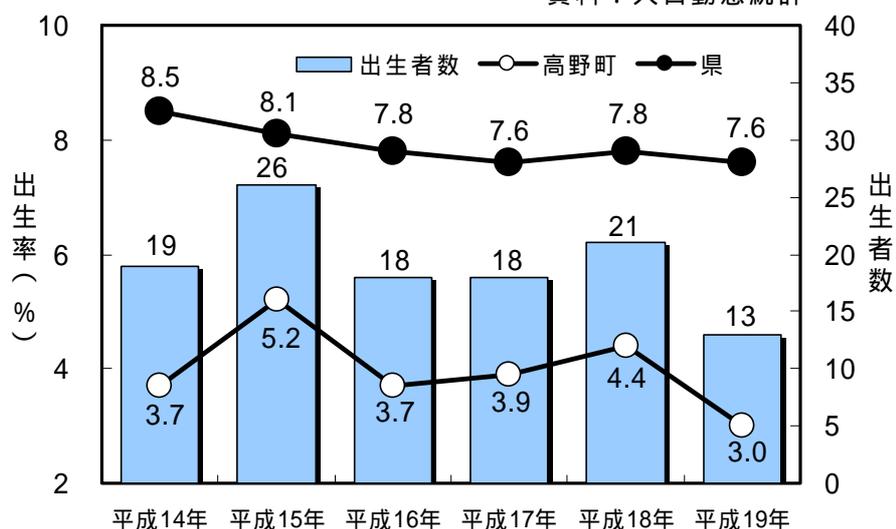
第3節 少子化対策の充実

現況と課題

本町の年少人口は、町全体の人口減少率よりも大きな減少率を示しています。年少人口を階層別人口推移で見ると、昭和55(1980)年には人口7,236人のうち1,136人で15.7%を占めていたのが、四半世紀を経過した平成17(2005)年には337人7.3%となり、県内で年少人口割合の最も少ない町になっています。また、本町の出生者数は最近5年間の平均で約20名前後で、人口千人当りの出生児数では県平均の約半分になっています。

出生者数等の推移

資料：人口動態統計



この主たる要因には、結婚や出産・子育てに対する価値観の多様化、女性の社会進出やそれに伴う晩婚化、未婚率の上昇も考えられます。また、核家族化の進行に伴う子育て世代の町外への流出も見られます。

このため、本町では子育て支援として第2子以降の保育料を無料にするとともに、「高野町就学児医療費支給制度」を制定し、乳幼児から小学生までであった医療費補助を、県下で最初に中学生にまで拡大して実施しています。

今後、子どもを生み育てることは健全な次世代を築くための社会全体の投資として捉え、子ども自身が健全に成長していくための環境づくりと、子育てを家庭だけでなく地域で支えるシステムを作り上げることが重要になります。

基本方針

本町で生まれた子どもたちは、未来に向けた無限の可能性を秘めたまちの宝です。このため、「子育てするすべての家庭を地域全体で支えていく」という視点から、子どもを生き育てようとする家庭への支援の充実を図るとともに、子育てと社会参加が両立できる環境づくりを推進します。

施策体系



基本施策

- ・ 「子育てするすべての家庭を地域全体で支えていく」という視点から、高野町次世代育成支援行動計画の各種の施策を進めます。
- ・ 子どもを生き育てようとする家庭への支援の充実を図るとともに、仕事と出産や育児が両立できる環境整備などの施策を進めます。

（赤ちゃん期の施策として）

- ・ 妊婦検診への補助の充実を図ります。
- ・ 出産奨励金制度の充実を図ります。
- ・ 乳幼児医療費補助制度の充実を図ります。
- ・ 子育て支援ネットワークの充実を図ります。

（就学前期の施策として）

- ・ 幼保一元化への取り組みを図るため、高野山保育所と高野山幼稚園（4歳・5歳児）の統合を進めます。
- ・ 第2子以降の児童の保育料無料化を実施します。

(就学期の施策として)

- ・ 小中一貫教育を富貴地区以外にも導入を図ります。
- ・ 公民館活動を積極的に行います。中でも、「サン燦 Koya わくわく Saturday ~遊・楽・学~」活動を推進します。

(虐待防止対策について)

- ・ 子どもの虐待防止対策推進のため、福祉・保健医療・教育・警察などの各機関が協力して、虐待防止の予防、早期発見・早期対応、アフターケアのための虐待防止ネットワーク(高野町虐待等防止対策地域協議会)の活動を推進します。

元気に水遊びをする子どもたち(高野山保育所)



第4節 福祉・社会保障の充実

現況と課題

我が国の社会は、少子化や高齢化の進行と核家族化や共働き世帯の増加に伴い、かつての地縁血縁により成り立っていた伝統的な家庭や地域の助け合い、支え合いの相互扶助の地域コミュニティーが弱体化しつつあります。

住民と地域社会との関わりが薄れ、住民相互の連帯意識が希薄化していることから、子育てや介護に伴うストレスや一人暮らし高齢者の孤立化など不安が増大しており、社会情勢の変化に対応した地域社会の再構築が求められています。

今後、住民自らが「自立と相互扶助」の立場に立って、元気である限り働き、楽しみ、社会に貢献する「自立した個人」の育成を重視するとともに、自立が困難になった場合には個人の尊厳を尊重しつつ、社会全体で支え合うといった「自助」、「共助」、「公助」の福祉体制を確立することが必要です。

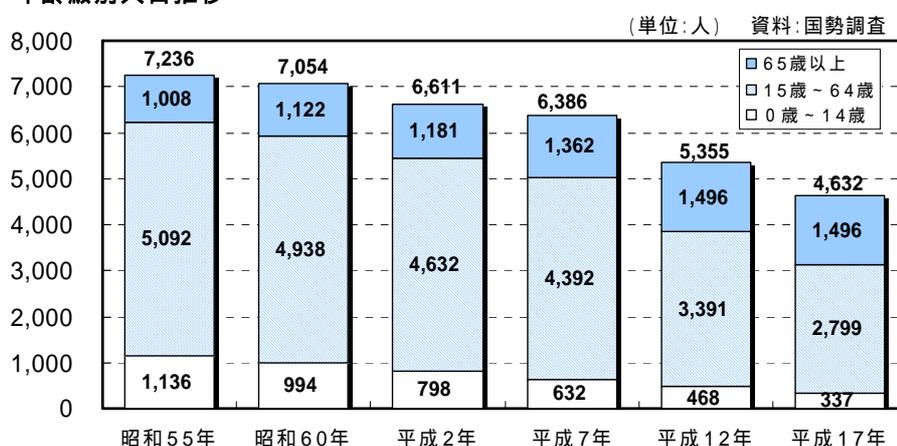
こうした中、積極的に地域活動へ参加し、助け合い、支え合いを進める個人やボランティア団体の育成・連携を図る必要があります。

また、高齢者や障がいのある人を始め、だれもが心理的な障がいや物理的な障がいがなく、積極的に社会参加を行い、それぞれの場でだれもが生涯現役で活躍できる社会の構築が求められています。

高齢者福祉

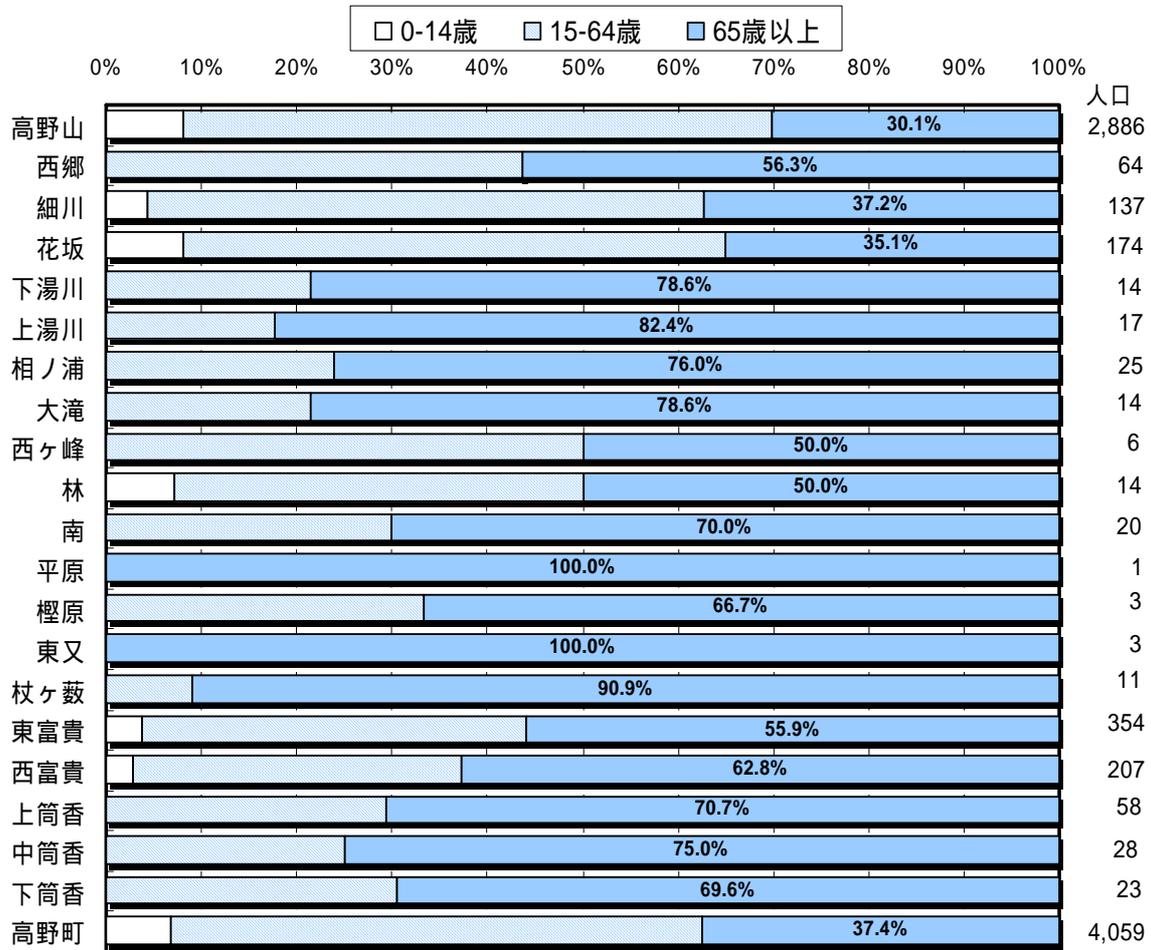
平成17(2005)年の国勢調査によれば、本町の65歳以上の高齢者の方が1,496人で人口4,632人の32.3%を占めており、町民3人に1人が高齢者という結果でした。県の平均が24.1%であることから本町は高齢化率の高い町となっています。

年齢級別人口推移



また、地区別の高齢化の状況を見ると、65歳以上の人口比率は高野山地区30.1%、花坂地区35.1%、細川地区37.2%となっており、これ以外の地区では高齢化率が50%を超えています。

各地区の年齢級（3階級）別人口比率



資料：高野町住民基本台帳（平成20年9月30日）

高齢者の世帯別居住状況は、平成20（2008）年3月末現在、一人暮らし高齢者が386人、高齢者夫婦のみの世帯高齢者が530人で、在宅高齢者数の3人に2人が高齢者だけの世帯となっています。県平均と比べると一人暮らし高齢者の比率が高くなっています。

在宅高齢者の居住形態

（平成20年3月31日現在）

	在宅高齢者数（人）						
	計	一人暮らしの高齢者	夫婦のみの世帯	家族と同居の高齢者			
高野町	1,442	386	26.8%	530	36.8%	526	36.5%
和歌山県	254,800	49,765	19.5%	97,582	38.3%	107,453	42.2%

資料：和歌山県における高齢化の状況

一方で、本町の全就業者に占める高齢者の割合は、平成 17(2005)年現在 21.3% で、県平均の 11.3% の約 2 倍となっており、元気に現役として働いている高齢者が多くなっています。

水稻の収穫作業（富貴地区）



今後、高齢化の進行に伴い、一人暮らしや高齢者夫婦世帯、寝たきりや認知症の増加が予想される中、こうした高齢者に対する家族の介護機能の低下が指摘されており、介護サービスの充実が求められています。

平成 12(2000)年に施行された介護保険制度は、介護を必要とする高齢者を社会的に支える仕組みとして定着してきましたが、軽度要介護認定者数の急増や施設サービスの利用への偏りなどによる介護給付の増大により、制度の持続可能性への懸念が生じています。

介護保険制度を適切な形で持続させ、介護給付サービスの提供体制の確保及び地域支援事業を推進するためには、高齢者が主体性を持って健康づくりや介護予防に取り組むことが必要です。また、住民一人ひとりが制度を十分理解し、サービスを適正に利用する必要があります。

高齢者が要介護状態になることなく、生きがいを持って元気に暮らすための健康づくりや、介護予防や社会参加の機会づくりなどの充実と、要介護状態や認知症などになった場合でも住み慣れた地域で暮らせるように、介護を必要とする高齢者を社会全体で支え合うための体制整備が課題となっています。

介護保険認定者数の推移（介護度別）

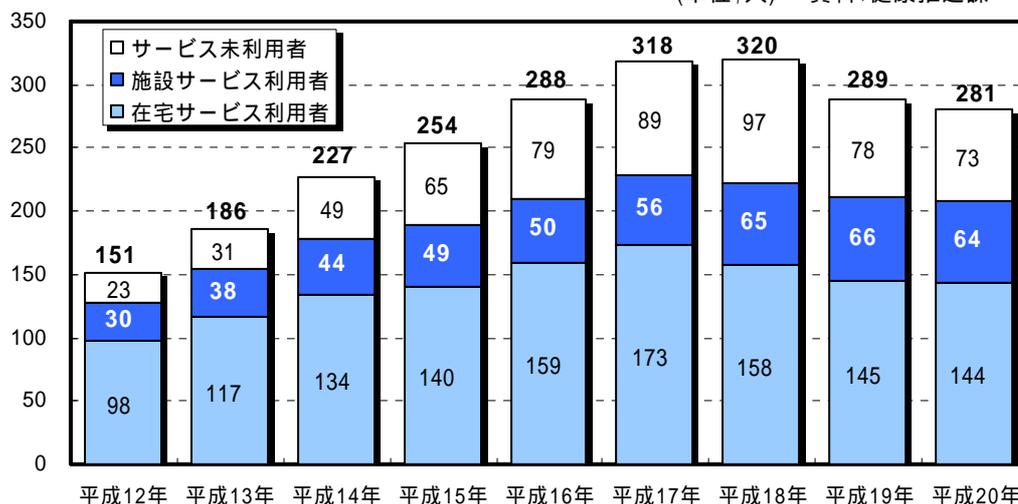
（各年度10月現在）

	1号被保険者							2号被保険者	計		
	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計				
平成12年	18	38	35	27	19	14	151	4	155		
平成13年	22	49	46	25	18	26	186	3	189		
平成14年	34	65	50	31	21	26	227	2	229		
平成15年	36	85	46	33	30	24	254	6	260		
平成16年	60	92	37	48	25	26	288	8	296		
平成17年	49	112	53	37	37	30	318	8	326		
	要支援1	要支援2	経過的要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計	2号被保険者	計
平成18年	22	29	12	84	57	54	31	31	320	7	327
平成19年	18	35	0	60	54	47	39	36	289	5	294
平成20年	15	32	0	51	58	47	44	34	281	5	286

資料：健康推進課

介護サービス利用状況（1号被保険者）

（単位：人） 資料：健康推進課



児童福祉

児童を取り巻く家庭環境及び社会環境は、女性の職場進出の増加、就労形態の多様化、核家族化と少子化の進行により大きく変動しています。

本町の年少人口は平成17年には337人7.3%となり、県内で年少人口割合の最も低い町になっています。

今後、子ども自身が健全に成長していくための環境づくりと、子育てを家庭だけでなく、地域で支えるシステムづくりを進めていく必要があります。

女性の仕事と育児の両立を支えるため、また、女性の社会参画の拡大に対応して子どもの健やかな成長を確保する視点に立って、安心して子育てができるよう、多様なニーズに合わせた保育サービスの充実が求められています。

町内の保育所は、高野山保育所と富貴保育所の2園で、定員は120名ですが、

入所者数は約 50 名です。また、高野山には私立幼稚園がありますが、園児数が減少しており幼保一元化への取り組みを進めています。

保育所の状況

年 度	高野町保育所 (合計)				高野山保育所 (定員90)			富貴保育所 (定員30)		
	1-2歳児	3-5歳児	計	入所率	1-2歳児	3-5歳児	計	1-2歳児	3-5歳児	計
平成12年	14	45	59	65.6	12	38	50	2	7	9
平成13年	21	48	69	76.7	21	41	62	0	7	7
平成14年	13	46	59	65.6	12	41	53	1	5	6
平成15年	12	45	57	63.3	9	41	50	3	4	7
平成16年	20	33	53	58.9	18	30	48	2	3	5
平成17年	8	41	49	54.4	8	36	44	0	5	5
平成18年	24	29	53	58.9	24	25	49	0	4	4
平成19年	14	31	45	50.0	14	26	40	0	5	5
平成20年	14	38	52	57.8	14	37	51	0	1	1

資料：健康推進課

障がい者福祉

障がいの有無にかかわらず、だれもが心理的な障がいや物理的な障がいがなく、積極的に社会参加を行い、それぞれの場でだれもが生涯現役で活躍できる社会の構築が求められています。

本町の身体障がい者数は、身体障がい者手帳の交付数から平成 14 (2002) 年度には 184 人であったものが、平成 20 (2008) 年度は 254 人と増加傾向にあります。また、知的障がい者は 22 人、精神障がい者は 6 人となっています。今後、発達障がいや高次脳機能障がいなど、障がいの概念が広がったことによる増加が見込まれます。

障害者の状況 (各年度 4 月 1 日現在)

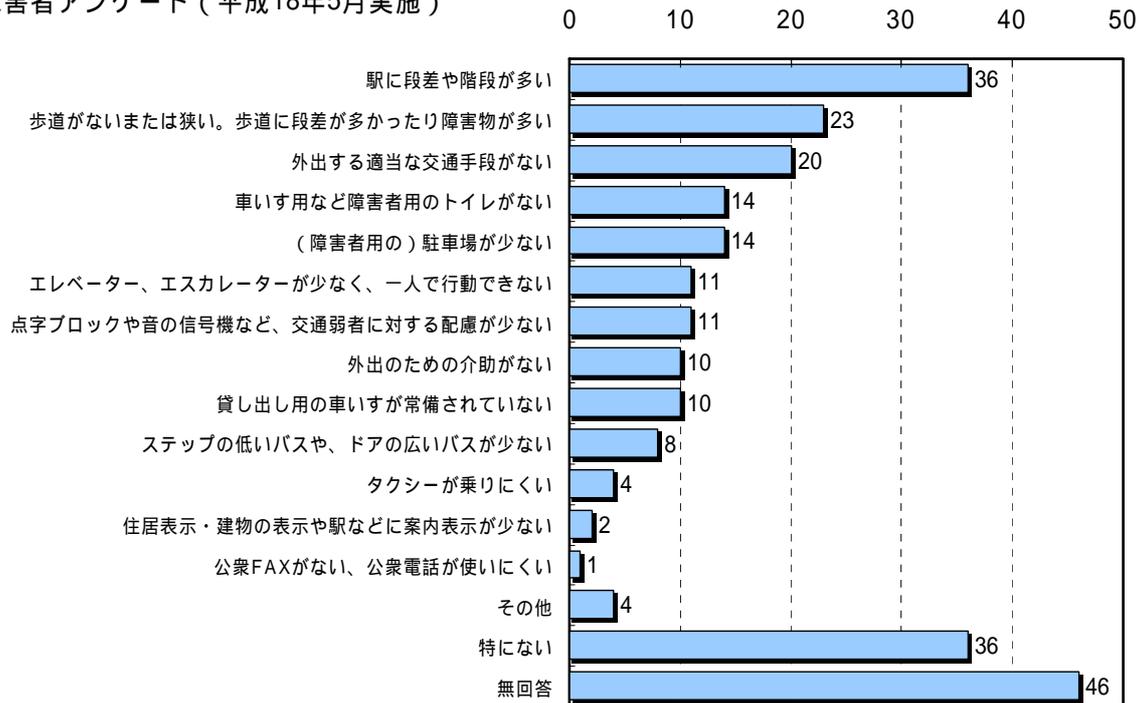
(単位:人)

	身体障害者						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
平成14年	39	34	39	45	11	16	184
平成15年	42	35	39	47	11	16	190
平成16年	41	33	41	47	12	16	190
平成17年	44	35	46	54	11	18	208
平成18年	50	36	48	58	10	20	222
平成19年	52	41	49	63	11	20	236
平成20年	59	41	54	67	11	22	254

資料：健康推進課

平成 18 (2006) 年 5 月に実施した障がい者アンケートにおいて、外出に際して困ることの中で最も多かったのは、駅に段差や階段が多いことでした。次いで、歩道がない、または狭い、歩道に段差が多い、障がい物が多いなど、公共機関や歩道なども含めた社会のバリアフリー化が課題となっています。

障害者アンケート（平成18年5月実施）



障がいのある人が自立し、安心して本町で暮らすには、必要なサービスがいつでも利用できるよう、福祉・保健・医療・教育などニーズに応じた相談体制の確立を図るとともに、住居の確保や就労の場の確保が重要な課題となっています。

また、災害時における障がいのある人への要援護者対策を推進するために、消防や警察、地域の自主防災組織が中心となって地域での支援体制の確立が重要です。

ひとり親家庭福祉

ひとり親家庭はほとんどの家庭が母親の家庭で、子育てと経済的負担を一人の親で担わなければならないことから、様々な不安を抱えていることが多く、仕事と子育ての両立を図り、安定した生活を送れるようにすることが課題です。

ひとり親家庭の推移（医療費対象者数）

（単位：人）

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
母子世帯	16	18	20	15	22	25	26	15	16
父子世帯	2	9	9	10	10	13	13	7	7
計	18	27	29	25	32	38	39	22	23

資料：健康推進課

社会保障の充実

すべての町民が地域社会で明るく生き生きと暮らしていくための制度として、公的扶助制度、医療保険や年金などの社会保障制度があり、生活の安定を図るうえで重要な役割を担っています。

しかし、人口が減少し高齢化が進行する中で社会保障制度は多くの課題を抱えており、国において制度全般の見直しがなされています。本町においてもその動向に注視しながら、適正な制度の運用を図っていく必要があります。

国民健康保険は、国民皆保険制度を支える医療保険制度の柱として、町民の健康保持と増進に重要な役割を担っています。平成20(2008)年4月からは後期高齢者医療制度の導入など医療制度改革が行われていますが、疾病の多様化、医療技術の進歩に伴う医療費給付費の増大により、厳しい運営を強いられています。

国民健康保険加入者数の推移

(単位；人)

	一般 被保険者	退職被保 険者等	老人健康 保険対象者	国保加入 者以外	合計
平成12年	1,457	166	792	2,388	4,803
平成13年	1,405	169	839	2,310	4,723
平成14年	1,333	170	841	2,247	4,591
平成15年	1,291	175	793	2,240	4,499
平成16年	1,279	216	758	2,148	4,401
平成17年	1,260	223	730	2,070	4,283
平成18年	1,225	222	707	2,030	4,184
平成19年	1,201	225	688	1,991	4,105

資料：健康推進課

一人当り医療費の推移

(単位；円)

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
医療費	341,443	324,635	308,532	337,712	325,274	373,679	360,372	384,408

資料：健康推進課

また、国民年金制度は、老後だけでなく病気や事故で障がいになった場合や働き手をなくした世帯の遺族の生活を保障するなど、広く国民の生活を社会全体で保障する制度です。しかし、少子高齢化の進行やこれまでの制度改正などに伴う不信感、不安感の高まりや制度への理解不足から、未加入者や未納者が増加しており、年金制度への理解と認識を高める努力が必要です。

生活保護制度は、生活困窮者に対して必要な保護を行い、最低限の生活を保障し、その自立を助長する制度です。今後も就労意欲を持って自立した生活が送れるよう関係機関と連携し、相談体制などの充実に努める必要があります。

基本方針

本町では、町民一人ひとりが住み慣れた地域や家庭で、共に助け合い、安心して暮らせる福祉のまちづくりを進めています。そのため、保健福祉サービスの充実を図ると同時に、住民自らが「自立と相互扶助」の立場に立って、生きがいを持って自立した生活をする事ができるまちづくりをめざします。そして自立が困難になった場合には個人の尊厳を尊重しつつ、社会全体で支え合うといった「自助」、「共助」、「公助」の地域の実現をめざします。

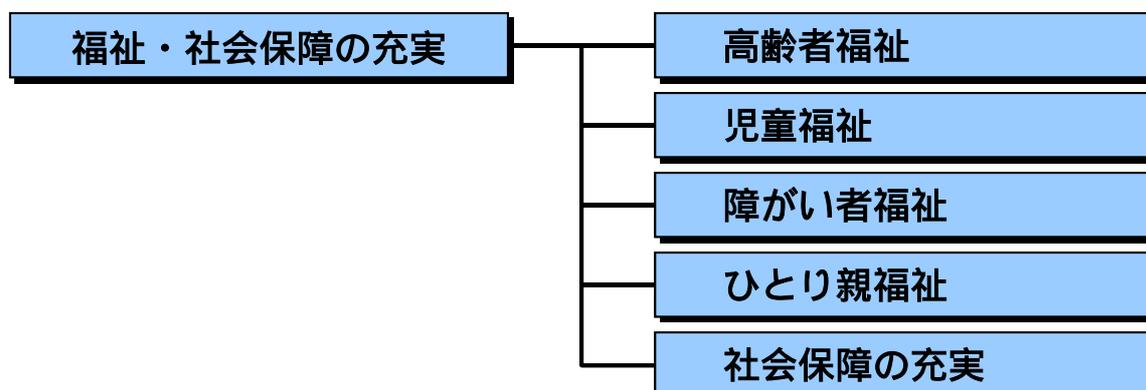
こうした観点から、高齢者や障がいのある人を始め、だれもが心理的な障がいや物理的な障がいがなく、積極的に社会参加ができるよう、あらゆる面でのバリアフリーを推進します。そして、「高野町介護保険事業計画及び老人福祉計画」、「高野町障がい者基本計画及び障がい者福祉計画」に基づき、ノーマライゼーションの理念を実現するため、関係機関と相互連携し、生活支援などの福祉サービスの提供を推進します。

一方、「高野町次世代育成支援行動計画」に基づき、高野町で子どもを育てたいと思えるまちづくりや、子育てと社会参加の両立が図れる環境づくりを推進し、次世代を担うすべての児童が健やかに成長していくための環境整備と、子育てを家庭だけでなく地域で支える体制整備を推進します。

また、国民健康保険事業や介護保険事業の適切な運営と、国民年金制度に対する理解を深める取り組みを進めるとともに、生活困窮者に必要な保護を行い、自立のための支援及び相談体制の充実を図ります。

このように、地域社会の中ですべての人がお互いに支え合いながら、健康で文化的な自立した生活が送れる地域づくりを推進します。

施策体系



基本施策

高齢者福祉

- ・ 生きがいを持ち、健康で自立した生活をする事ができるまちづくりを進めます。
- ・ 高齢者の豊富な知識・経験・技術を地域社会に生かせるよう、ボランティア活動の場の確保や意欲・能力に応じた多様な雇用機会の確保を図ります。
- ・ 高齢者が介護を必要とせず、いつまでも自立した生活を送れるよう継続的な健康づくり・介護予防対策を推進します。
- ・ 医療や介護を必要とする状態になっても、地域で安心して暮らしていけるように、医療・介護サービスの充実や質の向上を図るとともに、自立支援や地域での支え合い体制の整備を図ります。

児童福祉

- ・ 広く町民が利用しやすい保育サービスの充実を努め、質の向上やきめ細かい情報提供を積極的に行います。
- ・ 保育所と幼稚園の一元化を行います。

障がい者福祉

- ・ 社会全体におけるバリアフリー 化の推進を図ります。
- ・ 障がい者の特性を踏まえた利用者本位の支援策の促進を図ります。
- ・ 障がいのある人の自己実現を生涯にわたって支援する体制の強化を図ります。

ひとり親家庭福祉

- ・ 生活の安定を図るため、医療費の助成・扶養手当で支給などの助成制度の充実を図ります。
- ・ 住宅対策として、町営住宅への優先入居や、自立に必要な情報提供・相談指導にきめ細かく対応するため相談体制の充実を図ります。

社会保障の充実

- ・ 国民健康保険財政の健全化のため、啓発・広報活動の促進を図るとともに町民の健康づくりを通じた医療費の抑制を図ります。
- ・ 国民年金制度への加入促進を図るため、周知・啓発に努め制度への加入と納付の促進を図ります。また、被保険者及び年金受給者に対する年金相談の充実を図ります。
- ・ 生活困窮者に対しては、福祉事務所や民生委員などと連携を図りながら実態把握に努め、実情に応じた指導や援助を適切に実施するとともに、自立の促進を図ります。

第5節 保健・医療体制の充実

現況と課題

生涯を通じての健康づくり

健康で長生きしたいという願いは万人共通の願いです。近年、医療技術の進歩、衛生状況の改善、栄養・食生活の向上などにより平均寿命が延びており、人生 80 年時代が到来したといわれ、日本は世界有数の長寿国になっています。

反面、食生活の変化に伴う栄養の過剰摂取、生活環境の変化によるストレスの増加や運動不足などにより、ガン、心臓病、脳卒中、糖尿病の生活習慣病が増加傾向にあります。

本町の死因別死亡状況は、がんなどの悪性新生物、心疾患及び脳血管疾患の三大成人病が約半数を占めており、定期的な健康チェックの実施による予防と早期発見、早期治療が必要となっています。

高野町の主な死因別死亡数

(単位;人)

	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患	肺炎	老衰	不慮の事故	自殺	その他	全死因
平成11年	12	13	7	11	3	8	-	11	65
平成12年	18	11	4	9	2	1	1	12	58
平成13年	10	12	9	5	3	3	4	16	62
平成14年	19	12	8	6	3	1	-	13	62
平成15年	15	9	10	5	6	1	2	26	74
平成16年	13	6	9	7	10	1	1	10	57
平成17年	17	16	6	10	3	3	1	9	65
平成18年	20	14	7	7	8	3	1	15	75
平成19年	10	14	4	3	2	4	1	19	57

資料：人口動態調査

本町の各種健康診断の受診状況は、平成 15 (2003) 年度基本健康診査の受診率 51.2% が平成 19 (2007) 年度 28.1% に、胃がん検診についても平成 15 年度受診率 20.5% が平成 19 年度 14.0% へと大幅に減少しています。また、肺がん検診、大腸がん検診についても受診率が低下しています。一方、子宮がんや乳がん検診は受診率の増加が見られますが、平成 20 (2008) 年度から開始した特定健康診査 も含めて、今後より一層受診率の向上のため町民への啓発活動と受診しやすい体制の整備が必要です。

各種健康診査実施状況

(単位：人、%)

		基本健康診査			胃がん検診			肺がん検診			大腸がん検診			子宮がん検診	乳がん検診
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計		
平成15年度	個別	15	16	31	12	18	30	0	0	0	0	0	0	61	0
	集団	176	361	537	62	136	198	152	307	459	90	166	256	92	116
	計	191	377	568	74	154	228	152	307	459	90	166	256	153	116
	受診率	37.9	62.2	51.2	14.7	25.4	20.5	30.2	50.7	41.4	17.9	27.4	23.1	12.8	9.7
平成16年度	個別	13	20	33	7	16	23	0	0	0	0	0	0	63	0
	集団	174	375	549	63	132	195	154	321	475	97	175	272	115	141
	計	184	395	582	70	148	218	154	321	475	97	175	272	178	141
	受診率	35.3	63.5	50.6	13.2	23.8	18.9	29.1	51.6	41.3	18.3	28.1	23.6	13.9	11.9
平成17年度	個別	6	19	25	6	7	13	0	0	0	0	0	0	73	0
	集団	189	390	579	85	147	232	178	343	521	98	192	290	91	109
	計	195	409	604	91	154	245	178	343	521	98	192	290	164	109
	受診率	40.1	69.8	56.3	18.7	26.3	22.9	36.6	58.5	48.6	20.2	32.8	27.1	12.9	10.2
平成18年度	個別	11	19	30	1	3	4	1	0	1	0	0	0	41	0
	集団	151	295	446	69	103	172	138	261	399	86	160	246	28	30
	計	162	314	476	70	106	176	139	261	400	86	160	246	69	30
	受診率	34.0	55.2	45.5	14.7	18.6	16.8	29.1	45.9	38.2	18.0	28.1	23.5	17.8	12.5
平成19年度	個別	5	10	15	4	4	8	0	0	0	0	0	0	67	0
	集団	81	187	268	48	85	133	73	167	240	54	126	180	53	70
	計	86	197	283	52	89	141	73	167	240	54	126	180	120	70
	受診率	19.1	35.5	28.1	11.5	16.0	14.0	16.2	30.1	23.9	12.0	22.7	17.9	27.6	16.9

資料：健康推進課

今後、生活習慣病を予防し、高齢期においても生活の質を維持し、生涯現役として活躍できる「健康長寿ナンバーワンの町」を実現するためには、若い頃からの正しい食生活や運動などを心がける日頃の健康づくりの推進を図るとともに、健康管理のための定期的な健康診査が必要です。

また、高齢化の進行に伴い、寝たきり老人や認知症などの増加による家庭の負担増加が大きな社会問題になっており、今後、保健、福祉及び医療の連携による総合的なサービスの提供が課題となっています。

病院などの整備充実

[救急医療体制について]

本町は年間約120万人の参詣者や観光客が訪れる町です。このため、町民や参詣者の病気、急病人やけが人に対応する安心・安全のための医療機関として町立高野山病院が設置されています。

高野山病院は、2次救急指定を受け、急患の受け入れを24時間体制で行っていますが、施設、医師などの関係から救急の初期治療を行い、重篤患者は2次中核病院である橋本市民病院、公立那賀病院に転送するなどの対応を行っています。

急峻な地形の中にある本町にとって、救急対応病院の維持や救急医療体制の整備は必要不可欠です。

また急患搬送のためのヘリポートは高野山と富貴に設置していますが、現状は

日中の対応で夜間は利用できない状況のため、24 時間運用体制をとるためには高野山ヘリポートの夜間照明の設置が必要です。

[高野山病院、富貴診療所]

高野山病院の運営は非常に厳しい状況にありますが、町民、参詣者、観光客の安心・安全を図るためには、今後も病院の維持が必要です。このため、平成 20（2008）年度作成の改革プランに基づき、病院の運営改善を進める必要があります。

高野山病院は昭和 41（1966）年建築で老朽化しており、東南海・南海地震が発生する可能性が極めて高いといわれている中で、耐震化対策も含めて早期の改修、改築が課題です。

また、常勤医師は 4 名で、院長、副院長の 2 名は町職員ですが、医師 2 名は和歌山県からの派遣です。地方病院の医師不足の関係もあり、周辺の橋本市民病院、公立那賀病院との医師の交流、連携を維持するとともに、病院、診療所の医療従事者の確保に努めて行く必要があります。

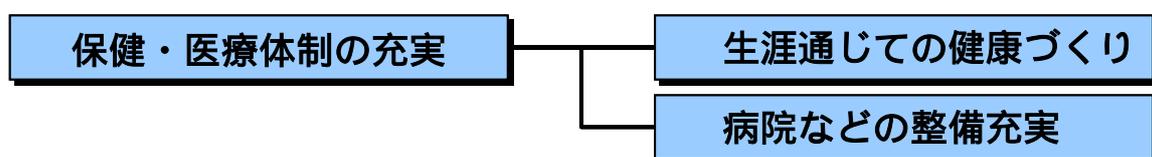
富貴診療所は富貴地区唯一の医療機関であり、町職員として医師を雇用していますが、今後も引き続き医師の確保に努める必要があります。

基本方針

町民の生涯を通じての健康づくりをめざし、自立的な健康の保持や増進意識の高揚を図ります。

また、病気の早期発見、早期治療のため各種検診制度の充実と、町民はもとより、参詣者や観光客の安心を図るため、高野山病院、富貴診療所の充実を図ります。

施策の体系



基本施策

生涯を通じての健康づくり

- ・ メタボリック症候群など、生活習慣病の予防を図るための特定健康診査 ・ 特定保健指導などの充実を図ります。
- ・ 死亡原因の中心である悪性新生物(がん)の早期発見と早期治療を行うため、医療機関の協力を得ながら、がん検診(胃がん、大腸がん、肺がん、子宮がん、乳がん)の充実を図ります。
- ・ ウォーキング大会などの健康増進事業の充実を図ります。

病院などの整備充実

- ・ 高野山病院改革プランに基づき、医療環境の整備充実を図ります。
- ・ 病院、診療所などの医療従事者の確保を図ります。

第6節 防災・安全の確立

現況と課題

防災の推進

本町は、険しい山々や深い谷が連なる紀伊山地の中にある山上の町で、地形的に災害などを受けやすい自然条件下にあります。

また、高野山は真言密教の聖地として1200年の歴史、文化・伝統が息づく宗教都市であり、住居、仏閣などが密集しています。過去に幾度か大火に遭い、大切な文化財や町民の財産などが焼失しています。また、森林が町域の約95%を占めるため、現在でも火災発生件数の約半数が林野火災となっています。

高野町火災発生状況

	建物			林野			その他		計	
	件数	面積 (m ²)	損害額 (千円)	件数	面積 (a)	損害額 (千円)	件数	損害額 (千円)	件数	損害額 (千円)
平成10年	4	406	21,760	2	74	-	2	130	8	21,890
平成11年	2	-	71	6	76	140	-	-	8	211
平成12年	-	-	-	3	19	181	7	258	10	439
平成13年	2	-	1,262	1	14	-	6	7,693	9	8,955
平成14年	1	50	1	6	1,061	15,374	2	-	9	15,375
平成15年	1	1,183	147,718	3	46	31	-	-	4	147,749
平成16年	-	-	-	3	25	481	7	454	10	935
平成17年	-	-	-	1	3	-	1	-	2	0
平成18年	-	-	-	3	5	16	1	-	4	16
平成19年	2	120	2,054	4	226	6,652	3	-	9	8,706
合計	12	1,759	172,866	32	1,549	22,875	29	8,535	73	204,276

資料：高野町消防本部

本町では昭和55年に消防本部を設置し、消防署及び消防団体制の充実に努めるとともに、山上の町のため火を出さない火災予防を重点に活動しています。また、林野火災など大規模火災の発生に備え、近隣市町村との間で相互応援協定を締結し、周辺自治体より応援を得る広域消防体制をとって防火安全対策に努めています。

近い将来、東南海・南海地震の発生が予想される中、大規模災害発生時の町民の安全確保が課題となっています。なかでも、災害時の情報の入手や、自力避難が困難な高齢者や障がい者などの方の支援のため、地域での支援体制を確立することが重要です。また、高野山を訪れる年間約120万人の参詣者、観光客への避難・誘導マニュアルなどの整備を進める必要があります。

山上の町である高野町は、災害時には交通の遮断により孤立する可能性があります。災害時の避難ルートの確保、高野山病院を始め公共施設の耐震化や、山腹崩壊危険区域、重要水防箇所の整備を進める必要があります。また、災害発生時の避難・応援や物資の供給などに有効であるヘリコプターの24時間運用体制の確立が課題となっており、ヘリポートの夜間照明の設置が必要です。

高野町防災ヘリポート



富貴防災離発着場



安全の確保

町民が安心して暮らすことができ、参詣者や観光客が安心して町内を散策することができる安全の確保が重要です。

悪質巧妙化する犯罪や交通事故に的確に対応するため、警察、行政、地域住民が協働して犯罪や交通事故を未然に防ぐための組織・体制づくりを進める必要があります。

本町は山上の町であるため、町内の道路は急勾配のうえ幅員の狭い区間や急カーブ区間などが多いことや、冬季には凍結しやすいことなどから交通事故を引き起こしやすい要因が多くあります。本町内での交通事故の特徴は、県外の人当事者となる事故が半数以上を占めています。

このため、県外から訪問される参詣者や観光客の安全を図るために、道路の拡幅などの改修整備を進めるとともに、ガードレールなどの交通安全施設の設置や案内標識などの充実に努める必要があります。

高野町交通事故発生状況

(単位：件、人)

	発生件数	死者	負傷者	第1当事者居住地	
				県内	県外
平成15年	25	-	41	11	14
平成16年	34	2	39	15	19
平成17年	41	1	63	16	25
平成18年	30	-	37	13	17
平成19年	30	1	37	13	17

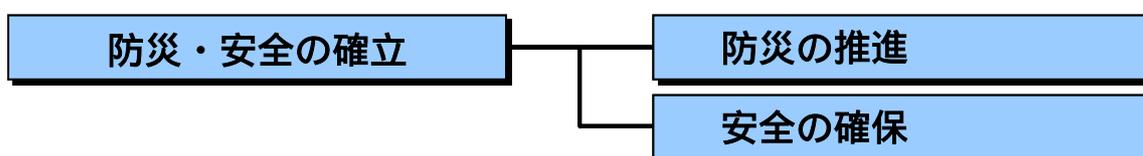
資料：交通年鑑

基本方針

町民の命と財産はもとより、地域の宝である文化財などを守り伝えるため、防災意識の徹底と地域の助け合い体制の確立した安心のまちづくりを進めます。

また、高野町を訪れる参詣者、観光客の安心と安全を図るための体制整備を進めます。

施策体系



基本施策

防災の推進

- ・ 地域防災計画を推進します。
- ・ 広域消防運営計画の策定への取り組みを進めます。
- ・ 火災予防活動や防災訓練及び防災教育を推進します。
- ・ 高齢者や障がいのある人などへの要援護者対策を推進するため、消防や警察、自主防災組織が中心となって地域での支援体制の確立を図ります。
- ・ 東南海・南海地震の発生が予想される中、学校、病院、役場など公共施設の耐震化を図ります。
- ・ 山腹崩壊危険区域 7 箇所、重要水防箇所 4 箇所の整備を図ります。

安全の確保

- ・ 交通事故防止のため、主要道路である国道 370 号、371 号、480 号などの改修を進めます。
- ・ ガードレールなどの交通安全施設の設置に努めます。

- ・ 高野山病院の2次救急指定を維持するとともに、橋本市民病院、公立那賀病院などと相互に連携を行い、救急医療体制の維持を図ります。
- ・ 高野山ヘリポートの24時間運用体制のため、夜間照明の設置を図ります。
- ・ 「自分たちの地域は自分たちで守る」という自主防災体制の強化を図ります。

第7節 効率的な行財政運営

現況と課題

町民参加による行政の推進

現在、まちづくりに一番求められていることは、住民と行政が一体となってまちづくりを行うことです。まちづくりは行政だけでできるものではなく、住民と行政が共通の目標を持ち、それぞれの役割と責任を認識し、お互いに協力しながら一体となって推進していく必要があります。

そのためには、本町の行政施策や事業などに関する情報の公開に努め、住民と行政が情報を共有し、住民が積極的にまちづくり活動に参加できる機会や活動の場を広げる必要があります。

行政活動も経済活動や経営活動のひとつであり、予算の執行に伴うそれぞれの事業に対してどれだけの成果があったか、どれだけのニーズを町政に反映したかが問われており、こういった行政の効率性については町民の関心も高く、自治体にとっても、説明責任を伴う自立した行政が求められています。

また、審議会や委員会などの住民が参加できる機会を拡充し、住民の意見や要望を施策、事業に反映させていく努力が求められています。そのためには、住民に正確な行政情報を積極的に提供することが不可欠であり、町民が様々な段階で町政に参加する機運を盛り上げていく必要があります。

現在、町政についての情報提供は、広報紙『広報高野』、『おしらせ版こうや』及び、町のホームページなどで行っていますが、今後、より一層内容の充実、強化を図る必要があります。

行財政改革と効率的な運営

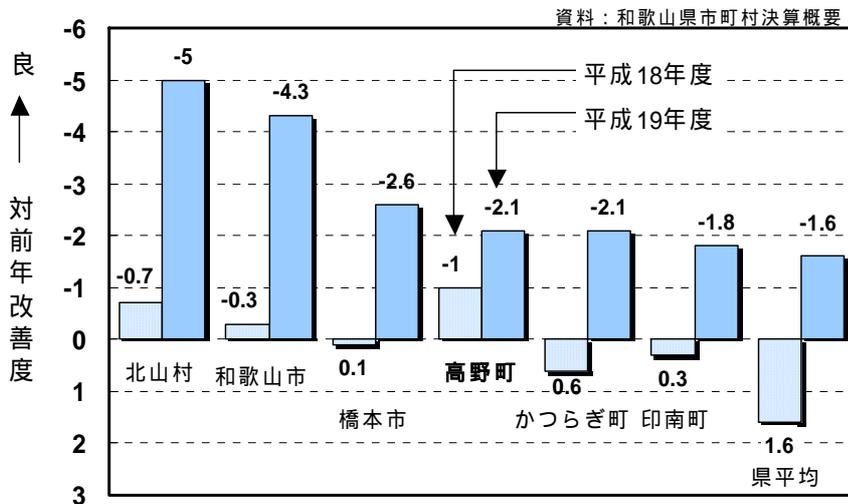
[行財政改革]

行財政改革については、組織のスリム化と町職員の人員削減を柱とし、平成16(2004)年度以降投資的経費や人件費などの見直しなど行財政改革に着手し、大幅な歳出削減を実施してきました。

平成18(2006)年3月には財政健全化計画を策定し、人件費の見直しとして、調整手当の廃止、管理職手当、通勤手当の削減などを実施するとともに、人事制度の改革、事務事業の整理と合理化、投資的経費の見直しと公債費の抑制を実施しています。その結果、財政力指数は平成15(2003)年度0.21から平成19(2007)年度0.24へ、実質公債費比率は平成17(2005)年度16.8%から平成18(2006)年度15.8%へと-1%の改善、平成19(2007)年度13.7%へと-2.1%の改善と、

県内でもトップクラスの財政関係指数の改善が見られています。

実質公債費比率改善度推移（平成19年度ベスト6）



人員削減については、定員適正化計画を平成 17（2005）年度に作成し、平成 18（2006）年度からの 5 年間で職員数を 170 名から 145 名へ削減する予定であり、現在計画に沿い削減を実施しています。

定員適正化計画（平成18年～22年の5年間）

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
計画	170	164	164	158	150	145
実績	170	163	157	154		
差		-1	-7	-4		

高野町職員数等の状況

部門	区分	職員数					
		平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	
普通会計	一般行政部門	議会	2	2	2	2	2
		総務	25	26	24	23	23
		税務	6	6	5	5	5
		農林水産	7	8	5	3	3
		商工	3	3	4	5	2
		土木	9	9	10	9	8
		民生	18	19	18	18	16
		衛生	9	8	8	7	7
		小計	79	81	76	72	66
		特別行政部門	教育	17	17	18	17
	消防		20	20	20	20	21
	小計		37	37	38	37	38
	普通会計		116	118	114	109	104
公営企業等会計部門	病院	43	41	38	38	40	
	水道	7	5	5	4	4	
	下水道	4	4	4	3	3	
	その他	4	2	2	3	3	
	小計	58	52	49	48	50	
合計		174	170	163	157	154	
条例定員		179	179	179	179	179	

資料：高野町役場

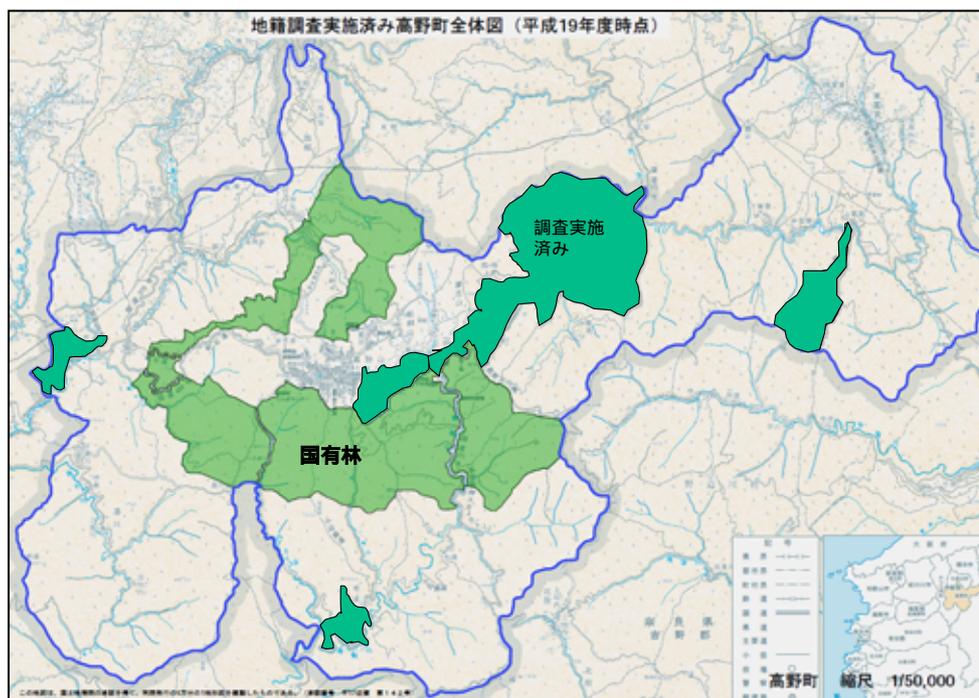
今後は公共施設の耐震化工事などに伴い、改築費などの多額の費用負担が発生します。また、高野山病院は昭和 41（1966）年建設で老朽化しており、病院の改築などに伴う費用負担が課題です。

[効率的な行政運営]

町民の価値観の多様化や高齢化などによる社会生活の大きな変化に伴い、行政サービスに対する需要が質量ともに増加し多様化する中で、事務の O A 化など行政の効率化が求められています。

このため、地方税の申告・納税手続きのコンビニ収納及び口座振替の推進や、地方税ポータルシステム（エルタックス）納税手続きなど利便化の取り組みが進められていますが、町民の行政手続きの負担軽減のための住民窓口の総合窓口化や、戸籍の電算化などが遅れており、これらへの対応が課題です。

また、地籍調査は、公共事業のスムーズな推進や税務行政を進めるうえでも必要なものです。特に町域の約 95% を占める森林の民有林での地籍調査は、山林所有者の大半が不在地主で世代交代も進み、山林の境界が不明となってきたため急を要します。



広域行政については、福祉・医療の充実、生活環境の整備、防災対策などの広域的な課題に効率的に対処するため、それぞれの地域特性を生かしながら推進していかなければなりません。

基本方針

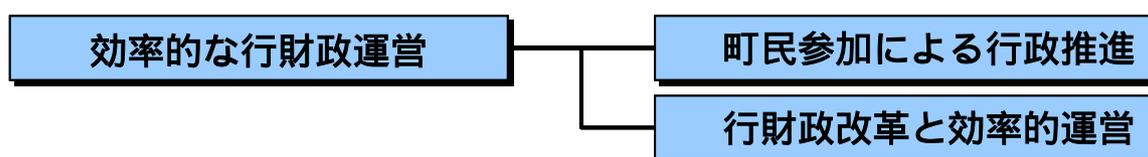
町民参加による行政の推進

自立した町を作るためには、住民が自らまちづくりに参加することが重要です。そのためには、本町の行政施策や事業などに関する情報の公開に努め、住民と行政が情報を共有する中で、住民が積極的に意見を出せる環境を整えることが大切です。そして、まちづくり活動に参加できる機会や活動の場を広げるとともに、人と人や、地域と地域の交流をさらに深め、より良いまちづくりを推進します。

行財政改革と効率的な運営

財政健全化計画により、財源の確保と経常的な歳出の抑制に努めつつ、計画的な財政運営に努めます。また、事務事業の見直しを始め行政組織の改善や各種情報処理システムの導入による効率化、利便化を推進し、行政運営の効率化を図ります。

施策体系



基本施策

町民参加による行政の推進

- ・ 町民が主体となりまちづくりを進めるための委員会、審議会、協議会など、町民が行政に参加しやすい仕組みづくりや機会の拡充を図り、町民の意見や要望を施策や事業に一層反映させるように努めます。
- ・ 広報紙『広報高野』、『おしらせ版こうや』の紙面内容の一層の充実を図るとともに、町のホームページの充実を図り、よりわかりやすい広報・公聴活動

を進めます。

- ・ 町民の町政への信頼性を高めるため、個人情報保護を念頭に置きつつ情報公開を積極的に進め、「公正で開かれた町政」を推進します。
- ・ 住みよい地域社会を形成するため、住民のコミュニティーに対する連帯感高揚やまちづくりのための活動の促進、支援を推進します。
- ・ 青少年の健全育成、福祉活動、道路や街の美化活動など、ボランティア活動を行いやすい環境づくりに努めるとともに、活動意識の高揚・啓発の推進に努め、情報の提供を積極的に行います。

行財政改革と効率的な運営

- ・ 定員適正化計画と財政健全化計画に基づき、人件費や投資的経費の見直しを図るとともに、効率的な事業を実施します。
- ・ コンビニ収納や地方税ポータルシステム（エルタックス）の導入を始め納税窓口の多角化を図るとともに、和歌山県地方税回収機構との連携及び移管を進め、地方税の申告・納税手続きの利便化と徴収率の向上に努めます。
- ・ 住民窓口の総合窓口化や戸籍の電算化などを推進し、事務の効率化を図ります。
- ・ 公共事業のスムーズな推進や税務行政を進めるうえでの基礎データとなる地籍調査を進めます。